

令和2年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(住宅・まちづくり関連)

令和元年7月

大 阪 府

日頃から、大阪府の住宅まちづくり行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、東西二極の一極を担う大阪となることをめざし、「魅力的な都市空間の創造」、「安全・安心の確保」の観点から、民間の活カや創造力を引き出し、市町村と連携しながら、施策を推進しています。

2025年の大阪・関西万博の開催及びその後も見据えた、うめきた2期等の活カと魅力ある都市空間の創造や、自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化に向けた密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化等を進めるとともに、空家対策等を通じた誰もが安心して暮らせる大阪の実現に向けた取組みを進めています。

これらの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

令和2年度の国家予算編成にあたりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

活力と魅力ある都市空間の創造

1. うめきた 2 期の都市空間創造の推進 1
2. 彩都東部地区の事業化の促進 1

自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化

1. 密集市街地の整備 3
2. 住宅・建築物の耐震化の促進 3
3. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化 4

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

1. 空家対策の促進 5
2. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備 6

活力と魅力ある都市空間の創造

大都市としてこれまで蓄積された都市資源のポテンシャルを最大限活用し、2025年の大阪・関西万博開催及びその後を見据え、大阪の都市構造の大胆な転換等により、活力と魅力ある都市空間の創造を推進するため、次の施策について提案・要望する。

1. うめきた2期の都市空間創造の推進

【内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

うめきた2期においては、人と健康・生活に関わる「ライフデザイン・イノベーション」をテーマに、イノベーション創出の源となる「みどり」を中心とした都市空間の創造をめざしている。2023年春の新駅開業、2024年夏の先行まちびらきに向け、基盤整備事業の推進及び新産業創出機能の実現に関して以下の措置を講じること。

- ◇ JR 東海道支線の地下化及び新駅の設置、土地区画整理、都市公園整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。
- ◇ 新産業創出機能の実現に向けた取組みに対する国の支援、国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充を行うこと。

2. 彩都東部地区の事業化の促進 【国土交通省】

彩都（国際文化公園都市）は、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点を形成するなど、自然と最先端科学が融合する都市づくりを行うため、大阪府、茨木市、箕面市、都市再生機構等が連携して事業を進めている。東部地区（約367ha）では、平成27年度からの事業中地区（約72ha）を除く約295haについて、平成30年3月に彩都東部地区地権者協議会が東部地区全体の開発計画案を策定し、段階整備を行うことが決定された。それを踏まえ、先行する区域では事業化に向けた取組みが進められ、関係者で構成される彩都建設推進協議会においては「彩都東部地区の土地利用方針（案）及び土地利用計画（案）」を令和元年5月に策定するなど、事業の具体化が進められているところである。

また、平成 29 年 12 月には新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジが近接して供用開始するなど、更なる地域ポテンシャルが向上する中、この機を逃さず事業経験豊富な人材、ノウハウを集中的に投入し、東部地区全域の事業化を強力に進めることが肝要である。

このため、都市再生機構に対し、彩都における土地区画整理事業の施行者としての経緯を踏まえ、引き続き地権者の立場として東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導を行うこと。

併せて、彩都関連で進めている事業についても、引き続き必要な国費を確保すること。

自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化

昨年度の自然災害の教訓を踏まえ、生命を守り被害を最小化する減災の観点から、府民の安全・安心の基盤である住宅・建築物等の耐震化、密集市街地対策による災害に強い都市構造の形成に向け、次の施策について提案・要望する。

1. 密集市街地の整備【国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に向けて、地区公共施設や延焼遮断帯の整備等をこれまで以上に強力に進めるため、国費の重点配分を行うとともに、以下の措置を講じること。

- ◇ 老朽建築物の除却を強力に進めるため、所有者負担をさらに軽減する国による直接補助制度を創設すること。
- ◇ 老朽建築物の除却を促進し、土地活用を促すため、土地の流通にかかる所得税等を軽減する制度を創設することとともに、それに伴い税収減となる自治体に対し、交付税措置等の助成措置を講じること。
- ◇ 老朽建築物の所有者に対し、除却等を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正を行うこと。

2. 住宅・建築物の耐震化の促進【国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

住宅・建築物の耐震化を強力に促進するため、以下の措置を講じること。

- ◇ 耐震診断が義務付けされた広域緊急交通路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助について、地方の補助率に連動しない国の補助制度への拡充を行うこと。
- ◇ 耐震診断が義務付けされた建築物の耐震改修工事完了後の固定資産税減額に係る税制優遇制度の拡充を行うこと。また、建替え工事を行った場合における、固定資産税減額に係る税制優遇の特例制度を創設すること。

- ◇ 平成 22 年度補正予算において実施された住宅の耐震改修等に対する緊急支援事業と同様の制度を創設すること。
- ◇ 地方負担に対する特別交付税措置に関して、財政力指数に応じた率の撤廃や特別交付税の措置率の引上げを行うこと。
- ◇ 住宅・建築物の所有者に対し、耐震化を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正を行うこと。

3. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化 【国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

民間住宅・建築物や公営住宅の耐震化、密集市街地対策等、災害に強い都市づくりを強力に進めるため、社会資本整備総合交付金や地域居住再生推進事業補助金等については、個々の事業の重要性や進捗状況等を適切に見極めた上で、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な予算額を確保すること。

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

空家対策の促進や建設発生土の適正処理等による誰もが安心して暮らせる大阪の実現に向け、次の施策について提案・要望する。

1. 空家対策の促進 【総務省・国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

空家等対策の推進に関する特別措置法は、施行後5年を経過した場合、規定の見直しを検討するとされていることから、以下の対応を図ること。

- ◇ 管理不全な状態となっている空家について、市町村が総合的な対策を実施できるよう、一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸も対象に加えること。
- ◇ 災害で被害が生じて防災・安全上緊急対応を要する空家について、迅速に必要な最小限度の応急安全措置を行えるようにすること。

更に、空家対策の実施主体である市町村による取組みが一層推進されるよう、以下の措置を講じること。

- ◇ 旧耐震基準により建築された空家の除却を促進するため、除却後の更地に対する固定資産税の軽減措置や独自の条例により減免を行う市町村への支援措置等を講じること。
- ◇ 空家の除却に対する国の補助について、南海トラフ巨大地震で被害を受ける可能性が高い地域等においては、除却後の跡地が地域活性化のために計画的利用に供されることとしている補助要件を廃止すること。
- ◇ 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン等の改正など、所要の措置を講じること。

2. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備 【国土交通省】

(※令和元年6月最重点提案・要望項目)

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の項目の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- ◇ あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること。
- ◇ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準を定めること。
- ◇ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）を定めること。